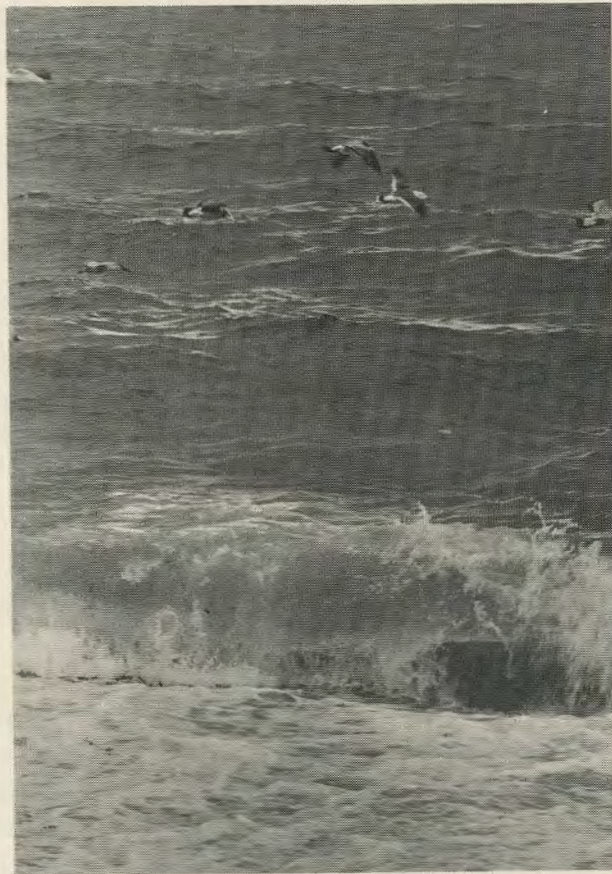


# 光市医師会報

昭和53年9月発行

No.74



旅人は一筋の道を歩くなり  
他の道が美しくもあり立派でもあるが  
彼は自分に許された一筋の道を歩くなり  
(武者小路実篤)

光 市 医 師 会

## 医師会月間行事

※8月24日(木)周南三市、歯・医師会と健保組合との協議会、於新日鉄社員クラブ

午後 2・00

※9月12日(火)理事会 於医師会館

午後 7・30

○協議事項 ①循環器健診の二次健診について ②昭和53年度(14回)光市医師会体育大会及び永年勤続者表彰について ③「婦人の健康づくり」健診について

○報告事項 ①周南地区健保組合との協議会について ②県内臨床検査センター協議会について ③学校医研修会について ④被爆者健診について ⑤新人学児童の健康診断について ⑥牛島小・中学校校医の委嘱について ⑦医事紛争対策担当理事協議会(9月14日) ⑧郡市医師会長会議(9月21日) ⑨B・C・G接種(市立医院)について ⑩休日当直患者動態及び救急車の搬送状況について

※9月26日医療事故に関する研修会

講師、富惠理事 於医師会館 午後7:30

## 医療関係法規

### 8. 保険医療機関及び保険医療担当規則(昭32.4)

〔診療の一般的方針〕

第12条 保険医の診療は、一般に医師又は歯科医師として診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対して、適確な診断をもととし、患者の健康の保持増進上妥当適切に行わなければならない。

〔療養及び指導の基本準則〕

第13条 保険医は、診療に当っては、懇切丁寧を旨とし、療養上必要な事項は理解し易いように指導しなければならない。

〔指導〕

第14条 保険医は、診療にあたっては、常に医学の立場を堅持して、患者の心身の状態を観察し、心理的な効果をも挙げる事ができるよう適切な指導をしなければならない。

※9月26日(火)例会 於医師会館  
午後8・00

○報告・連絡事項 ①郡市医師会長会議報告 ②周南地区健保組合との協議会について(議事録配布) ③学校医研修会について、昭和53年度学校保健研修会の中で学校医研修会を兼ねて行う ④休日当直患者動態及び救急患者搬送状況について ⑤循環器健診の二次健診料について ⑥紛争処理担当理事協議会について ⑦母子家庭医療費助成について ⑧牛島小・中学校校医委嘱について ⑨牛島診療所医師の着任について ⑩特定疾患治療研究委託事業の実施について、パーキンソン氏病追加 ⑪諸会の開催(9月28日、保険担当理事協議会、10月15日、周南医学会)

○協議事項 ①体育大会及び永年勤続者表彰について ②婦人の健康診査について ③周南三市医師会の合同役員会について(10月25日 水) (イ)自治体への要望事項について (ロ)検査センター広域集配業務について (ハ)麻疹ワクチンに関する要望書について

第15条 保険医は、患者に対し予防衛生及び環境衛生の思想の醸成に努め、適切な指導をしなければならない。

〔転医及対診〕

第16条 保険医は、患者の疾病又は負傷が自己の専門外にわたるものであるとき、又はその診療について疑義があるときは、他の保険医療機関へ転医させ、又は他の保険医の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

〔特殊療法等の禁止〕

第18条 保険医は、特殊な療法又は新しい療法等については、厚生大臣の定めるもののほか行ってはならない。

〔使用医薬品及び歯科材料〕

第19条 保険医は、厚生大臣の定める医薬品以外の医薬品を患者に施用し、又は処方してはならない。

2 歯科医師である保険医は、厚生大臣の定める歯

科材料以外の材料を歯冠修復及び欠損補綴において使用してはならない。

〔診療の具体的方針〕

第20条 医師である保険医の診療の具体的方針は、前8条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

#### 1. 診療

- イ 診察は、特に患者の職業上及び環境上の特性等を顧慮して行う。
- ロ 健康診断は、療養の給付の対象として行ってはならない。
- ハ 往診は、診療上必要があると認められる場合に行う。
- ニ 各種の検査は、診療上必要があると認められる場合に行い、研究の目的をもって行ってはならない。

#### 2. 投薬

- イ 投薬は、必要があると認められる場合に行う。
- ロ 治療上1剤で足りる場合には1剤を投与し、必要があると認められる場合に2剤以上を投与する。
- ハ 同一の投薬は、みだりに反覆せず、症状の経過に応じて投薬の内容を変更する等の考慮をしなければならない。
- ニ 栄養、安静、運動、職場転換その他療養上の注意を行うことにより、治療の効果を上げることができると認められる場合は、これらに関し指導を行い、みだりに投薬をしてはならない。
- ホ 投薬量は、予見することができる必要期間に従い、おおむね、次の基準による。
  - (1) 内服薬は、1回2日分を標準とし、外用薬は、1回5日分を限度として投与する。
  - (2) 帰郷療養等特殊の事情がある場合において、必要があると認められるときは、旅程その他の事情を考慮し、1回14日分を限度として投与する。

#### 3. 処方せんの交付

- イ 処方せんの使用期間は、交付の日から3日をこえてはならない。ただし、帰郷療養その他特殊の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- ロ 前イによるほか、処方せんの交付に関しては、

前号に定める投薬の例による。

#### 4. 注射

- イ 注射は、次に掲げる場合に行う。
  - (1) 経口投与によって胃腸障害を起すおそれがあるとき、経口投与をすることができないとき、又は経口投与によっては治療の効果を期待することができないとき。
  - (2) 特に迅速な治療の効果を期待する必要があるとき。
  - (3) その他注射によらなければ治療の効果を期待することが困難であるとき。
- ロ 内服薬との併用は、これによって著しく治療の効果を上げることが明らかな場合又は内服薬の投与だけでは治療の効果を期待することが困難である場合に限って行う。
- ハ 混合注射は、合理的であると認められる場合に行う。
- ニ 輸血又は電解質若しくは血液代用剤の補液は、必要があると認められる場合に行う。

#### 5. 手術及び処置

- イ 手術は、必要があると認められる場合に行う。
- ロ 処置は、必要の程度において行う。

#### 6. 7 (略)

8. 次に掲げる治療の治療方針、治療基準及び治療方法は、厚生大臣の定めるところによるほか、前各号に定めるところによる。

- イ 性病の治療
- ロ 結核の治療
- ハ 高血圧症の治療
- ニ 慢性胃炎、胃潰瘍及び十二指腸潰瘍の治療
- ホ 精神科の治療
- ヘ 抗生物質製剤による治療
- ト 副腎皮質ホルモン、副腎皮質刺激ホルモン及び性腺刺激ホルモンによる治療

#### 9. 麻薬取締法(昭28.3)

〔目的〕

第1条 この法律は、麻薬の輸入、輸出、製造、製剤、譲渡、譲受、所持等について必要な取締りを行なうとともに、麻薬中毒者について必要な医療を行なう等の措置を講ずることにより、麻薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進

を図ることを目的とする。

〔免許〕

**第3条** 麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者の免許は、厚生大臣が、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許は、都道府県知事が、それぞれ業務所ごとに行う。

2 左に掲げる者でなければ、免許を受けることができない。

1～5 (略)

6. 麻薬施用者の免許については、医師、歯科医師又は獣医師

7. 麻薬管理者の免許については、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師

〔施用、施用のための交付及び麻薬処方せん〕

**第27条** 麻薬施用者でなければ、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付してはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

1. 麻薬研究者が、研究のため施用する場合

2. 麻薬施用者から施用のため麻薬の交付を受けた者が、その麻薬を施用する場合

3. 麻薬小売業者から麻薬処方せんにより調剤された麻薬を譲り受けた者が、その麻薬を施用する場合

2 (略)

3 麻薬施用者は、疾病の治療以外の目的で、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付してはならない。

**第39条** 麻薬管理者は、麻薬診療施設に帳簿を備え、これに左に掲げる事項を記載しなければならない。

1. 当該麻薬診療施設の開設者が譲り受け、又は廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日

2. 当該麻薬診療施設の開設者が譲り渡した麻薬、(施用のため交付したコデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く。)の品名及び数量並びにその年月日

3. 当該麻薬診療施設で施用した麻薬(コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く。)の品名及び数量並びにその年月日

4. 第35条第1項の規定により届け出た麻薬の品名及び数量

2 麻薬管理者は、前項の帳簿を閉鎖したときは、すみやかにこれを当該麻薬診療施設の開設者に引き渡さなければならない。

3 麻薬診療施設の開設者は、前項の規定により帳簿の引渡を受けたときは、最終の記載の日から2年間、これを保存しなければならない。

〔施用に関する記録〕

**第41条** 麻薬施用者は、麻薬を施用し、又は施用のため交付したときは、医師法(昭和23年法律第201号)第24条若しくは歯科医師法(昭和23年法律第202号)第23条に規定する診療録に、患者の氏名及び住所、病名、主要症状、施用し、又は施用のため交付した麻薬の品名及び数量並びに施用又は交付の年月日を記載しなければならない。

**第6章の2 麻薬中毒者に対する措置**

(詳細な規定がある)

## 10. 消防法(昭23.7)

(用語の定義)

**第2条** この法律の用語は左の例による。

⑨ 救急業務とは、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入する場所において生じた事故(以下この項において「災害による事故等」という。)又は政令で定める場合における災害による事故等に準ずる事故で政令で定めるものによる傷病者で医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によって、医療機関(厚生省令で定める医療機関をいう。)その他の場所に搬送することをいう。

## 11. 救急病院等を定める省令(昭39.2)

消防法第2条第9項の規定に基づき、救急病院等を定める省令を次のように定める。

〔医療機関〕

**第1条** 消防法第2条第9項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関は、次の基準に該当する病院又は診療所であって、その開設者から都道府県知事に対して救急業務に関し協力する旨の申出のあったもの(以下「救急病院」又は「救急診療所」という。)とする。ただし、疾病又は負傷の程度が軽易であると診断された傷病者及びただちに応急的な診療を受ける必要があると認め

られた傷病者に関する医療を担当する医療機関は、病院又は診療所とする。

1. 事故による傷病者に関する医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること。
2. 手術室、麻酔器、エックス線装置、輸血及び輸液のための設備その他前号の医療を行うために必要な施設及び設備を有すること。
3. 救急隊による傷病者の搬送に容易な場所に所在し、かつ、傷病者の搬入に適した構造設備を有すること。
4. 事故による傷病者のための専用病床その他救急隊によって搬入される傷病者のために優先的に使用される病床を有すること。

〔告示〕

**第2条** 都道府県知事は、前条の申出のあった病院又は診療所であって、前条各号に該当すると認められたものについて、救急病院又は救急診療所である旨並びにその名称及び所在地を告示するものとする。

## 12. 公害健康被害補償法(昭和48・10・5)

〔目的〕

**第1条** この法律は、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる著しい大気汚染又は水質汚濁の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償を行なうとともに、被害者の福祉に必要な事業を行なうことにより、健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的とする。

〔地域及び疾病の指定〕

**第2条** この法律において「第1種地域」とは、事業活動その他の人の活動に伴って相当範囲にわたる著しい大気汚染が生じ、その影響による疾病(次項に規定する疾病を除く。)が多発している地域として政令で定める地域をいう。

2. この法律において「第2種地域」とは、事業活動その他の人の活動に伴って相当範囲にわたる著しい大気汚染又は水質汚濁が生じ、その影響により、当該大気汚染又は水質汚濁の原因である物質との関係が一般的に明らかであり、かつ、当該物質によらなければかかることがない疾病が多発している地域として政令で定める地域をいう。

3. 前2項の政令においては、あわせて前2項の疾

病を定めなければならない。

〔補償給付の種類等〕

**第3条** 第1条に規定する健康被害に対する補償のため支給されるこの法律による給付は、次のとおりとする。

- 1 療養の給付及び療養費
- 2 障害補償費
- 3 遺族補償費
- 4 遺族補償一時金
- 5 児童補償手当
- 6 療養手当
- 7 葬祭料

〔認定等〕

**第4条** 第1種地域の全部又は一部を管轄する都道府県知事は、当該第1種地域につき第2条第3項の規定により定められた疾病にかかっていると認められる者で次の各号の1に該当するものの申請に基づき、当該疾病が当該第1種地域における大気汚染の影響によるものである旨の認定を行なう。この場合においては、当該疾病にかかっていると認められるかどうかについては、公害健康被害認定審査会の意見をきかなければならない。

〔療養の給付〕

**第19条** 都道府県知事は、その認定に係る被認定者の指定疾病について、次に掲げる療養の給付を行なう。

- 1 診察
- 2 薬剤又は治療材料の支給
- 3 医学的処置、手術及びその他の治療
- 4 病院又は診療所への収容
- 5 看護
- 6 移送

2. 被認定者が前項第1号から第4号までに掲げる療養の給付を受けようとするときは、自己の選定する次条に規定する公害医療機関に公害医療手帳を提示して、当該機関から受けるものとする。

〔公害医療機関〕

**第20条** 療養の給付を取り扱う者(以下「公害医療機関」という。)は、次に掲げるもの(都道府県知事に対し公害医療機関とならない旨を申し出たものを除く。)とする。

- 1 健康保険法に規定する保険医療機関及び保険薬局

2 国民健康保険法に規定する療養取扱機関

3 生活保護法に規定する指定医療機関

〔組織等〕

**第45条** 公害健康被害認定審査会は、委員15人以内で組織する。

2. 委員は、医学、法律学その他公害に係る健康被害の補償に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事又は市の長が任命する。

### 13. 労働安全衛生法（昭和47・6・8）

〔目的〕

**第1条** この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を促進することを目的とする。

〔事業者等の責務〕

**第3条**① 事業者は、単に労働災害のための最低基準を守るだけでなく、快適な作業環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

〔労働災害防止計画の策定〕

**第6条** 労働大臣は、中央労働基準審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画を策定しなければならない。

〔総括安全衛生管理者〕

**第10条**① 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、労働省令で定めるところにより、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者又は衛生管理者を指揮させるとともに、次の業務を統括管理させなければならない。

- 1 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- 2 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- 3 健康診断の実施その他健康管理に関すること。

4 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

〔安全管理者〕

**第11条**① 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、労働省令で定める資格を有する者のうちから、労働省令で定めるところにより、安全管理者を選任し、その者に前条第1項各号の業務のうち安全に係る技術的事項を管理させなければならない。

〔衛生管理者〕

**第12条**① 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、都道府県労働基準局長の免許を受けた者その他労働省令で定める資格を有する者のうちから、労働省令で定めるところにより、当該事業場の業務の区分に応じて、衛生管理者を選任し、その者に第10条第1項各号の業務のうち衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。

〔産業医〕

**第13条** 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の労働省令で定める事項を行なわせなければならない。

〔事業者の講ずべき措置等〕

**第20条** 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 機械、器具その他の設備による危険
- 2 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 3 電気、熱その他のエネルギーによる危険

**第21条**① 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

② 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

**第22条** 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 原材料、ガス、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 2 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 3 計器監視、精密工作等の作業による健康障害

4 排気、排液又は残さい物による健康障害

**第23条** 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

**第24条** 事業者は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

**第25条** 事業者は、労働災害発生を急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない。

[安全衛生教育]

**第59条①** 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

② 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

③ 事業者は、危険又は有害な業務で、労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

**第60条** 事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、次の事項について、労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- 1 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- 2 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- 3 前2号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、労働省令で定めるもの。

[健康管理手帳]

**第67条①** 都道府県労働基準局長は、がんその他の重度の健康障害の生ずるおそれのある業務で、政令で定めるものに従事していた者のうち、労働省令で定める要件に該当する者に対し、離職の際に、当該業務に係る健康管理手帳を交付するものとする。

[働康の保持増進のための措置]

**第70条** 事業者は、労働者の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の活動についての便宜を供与する等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

昭和53年1月～6月大気中NO2測定成績

項目 場所	全測定時間	最 高	最 低	日 平 均	日 平 均	2 日 以 上 0.02 ppm をこえた有無	月 平 均	
		ppm	ppm	最 高 ppm	0.021ppm 以上の日数			ppm
光市役所	1月	623	0.048	0.001	0.023	5	有	0.016
	2月	658	0.033	0.004	0.023	2	無	0.015
	3月	667	0.037	0.002	0.015	0	無	0.011
	4月	692	0.035	0	0.015	0	無	0.011
	5月	596	0.040	0.001	0.018	0	無	0.011
	6月	689	0.041	0	0.022	1	無	0.009
浅江中学校	1月							欠測
	2月							欠測
	3月							欠測
	4月	671	0.061	0	0.035	13	有	0.021
	5月	738	0.067	0.001	0.029	9	有	0.018
	6月	689	0.069	0.001	0.030	4	有	0.015

環境基準（日平均値が0.020ppm以下であること。）

昭和53年1月～6月大気中SO<sub>2</sub>測定成績

場所	項目	全時 測定 回数	最高最低		測定日数	日平均 最高	緊急時 回数	月平均 ppm
			ppm	ppm				
市役所	1月	613	0.058	0.010	26	0.031	無	0.023
	2月	657	0.046	0.009	28	0.033	無	0.024
	3月	636	0.070	0.001	22	0.030	無	0.013
	4月	692	0.092	0.007	28	0.044	無	0.021
	5月	525	0.077	0.004	19	0.040	無	0.019
	6月	692	0.072	0.006	28	0.037	無	0.017
浅江	1月						欠	測
	2月						欠	測
	3月						欠	測
	4月	639	0.056	0.003	25	0.021	無	0.013
	5月	739	0.042	0.005	31	0.020	無	0.016
	6月	686	0.034	0.002	27	0.018	無	0.014
三島	1月	653	0.035	0.006	26	0.016	無	0.013
	2月	486	0.030	0.006	9	0.018	無	0.013
	3月	592	0.049	0.007	23	0.019	無	0.015
	4月	687	0.045	0.008	28	0.022	無	0.016
	5月	451	0.057	0.008	18	0.030	無	0.020
	6月	674	0.056	0.010	28	0.030	無	0.020
丸山	1月	741	0.057	0.001	31	0.009	無	0.005
	2月	671	0.032	0.001	28	0.013	無	0.005
	3月	711	0.024	0.001	28	0.009	無	0.006
	4月	711	0.039	0.001	30	0.012	無	0.006
	5月	743	0.030	0.002	31	0.011	無	0.007
	6月	688	0.028	0.001	28	0.010	無	0.006
室積	1月	704	0.035	0.002	28	0.014	無	0.009
	2月	665	0.047	0.002	28	0.020	無	0.010
	3月	735	0.074	0.001	31	0.022	無	0.011
	4月	708	0.047	0.003	30	0.013	無	0.010
	5月	737	0.048	0.003	31	0.022	無	0.011
	6月	694	0.028	0.002	28	0.016	無	0.010
虹ヶ丘	1月	741	0.042	0.005	31	0.018	無	0.012
	2月	671	0.053	0.003	28	0.020	無	0.013
	3月	350	0.032	0.002	13	0.017	無	0.012
	4月	396	0.030	0.004	15	0.015	無	0.012
	5月	743	0.055	0.005	31	0.025	無	0.016
	6月	684	0.042	0.008	28	0.023	無	0.018

環境基準 日平均値が0.040ppm以下で  
1時間値が0.1ppm以下であること

豆辞典

ストマイ訴訟

結核治療のためストレプトマイシンの注射を受けた結果、副作用で強度の難聴をきたした患者が、国と製薬会社4社を相手に損害賠償を求めていた訴訟。東京地裁民事12部の9月25日の判決で製薬会社3社に薬事法上の義務違反があるとして計877万9060円の支払いを命じた。ストレプトマイシンは、1950年から国産化され、結核治療に必須のものとして多用されている。原告は1967年から約1年ストマイ注射を受け難聴と歩行障害で寝たきりとなった。ストマイ後遺症の患者は約3万人と推定されておる。東京地裁の判決は、投薬の証明されない1社を除き被告3社が効能書で、副作用の症状を記載せず、医師に対する警告を怠つたと法的責任を認める判断を示した。製薬会社の薬害責任を認めたのは、北陸、東京モモン訴訟につづくものである。

あとがき

老人健診、循環器健診、婦人健診等多様な健康診断が実施されておる。ここで健康とはなにか、健康の概念について一考を試みることも必要であろう。健康の概念については諸大家の著述も多いが、ここではWHOの健康の定義を紹介しておこう。

「健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり(a state of complete physical, mental and social well-being)単に疾病又は病弱の存在しないことではない。到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一つである(世界保健機関憲章)

鮎秋や雲置きかへて山高し  
(大我)

発行所 光市小周防1633の2林医院内  
光市医師会  
TEL 0833 07-2601  
発行者 林 孝之  
編集者 会報編集委員会  
印刷所 光市御崎町  
中村印刷株式会社